

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの            日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち  <u>平均値(物価連動国債(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7号)第1条に規定する物価連動国債をいう。))にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの            日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち            平均値</p> <p>(4) (略)</p>

## 発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧 対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債証券 <u>（物価連動国債（物価連動国債の取扱いに関する省令（平成16年財務省令第7号）第1条に規定する物価連動国債をいう。以下同じ。）にあつてはクリアリング機構が清算対象取引とするものに限る。）</u> 100分の95</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">日本証券業協会が発表する売買参考統計値 <u>（物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）</u> のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債証券 100分の95</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券</p> <p style="padding-left: 2em;">日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)</p> <p>3 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。